

認可外保育施設を利用している方へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止策による 保育料の軽減措置について



■対象児童（以下全てを満たす方）

- ・児童及び保護者が、東海村に住民登録をし、居住している。
 - ・児童が児童福祉法第59条の2に定める届出をしている認可外保育施設に入所している。（村内では「保育園キッズガーデン白方」、「オリヴィエキッズルーム」が対象です。）
 - ・認可外保育施設と月単位の利用契約をし、月額保育料を納付している。
- ※ 村外の認可外保育施設を利用している場合でも、軽減措置を受けることができます。

■対象要件

令和2年4月20日（月）から5月31日（日）までの間に、1日以上登園（利用）を自粛協力いただいた場合（幼児教育・保育無償化の対象児童を含む）。

- ※ 日曜日・祝日を除く。
- ※ 体調不良等による欠席も、自粛協力の対象となります。
- ※ 欠席した日について、既に施設から料金を減額されている場合及び欠席日数が0日の場合は対象外となります。

■保育料（利用料）の算定方法

利用を自粛協力いただいた日数に応じて軽減後の保育料を計算し（10円未満切り捨て）、過納が生じた場合に差額を補助します。

$$\begin{aligned} \text{4月分} &= \text{保育料月額}(\text{※1}) \times \frac{16\text{日}(\text{※2}) + \text{4月20日以降の登園日数}}{25\text{日}(\text{国が定めた基礎日数})} \\ \text{5月分} &= \text{保育料月額}(\text{※1}) \times \frac{5\text{月の登園日数}}{25\text{日}(\text{国が定めた基礎日数})} \end{aligned}$$

※1 保育料月額は、「東海村認可外保育施設保育料補助金」の補助額及び幼児教育・保育無償化による給付額を除いた額となります。

※2 対象期間前の4月1日（水）から19日（日）までの、日曜日・祝日を除く日数

※3 保育料には、延長保育料、入会金、その他教材費等実費払いの経費は含みません。

■申請方法

申請先 東海村役場 福祉部子育て支援課（行政棟4階）

受付期間 令和2年9月30日（水）まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く

- 提出書類**
- ① 東海村新型コロナウイルス感染症対策のための保育施設利用自粛要請に係る認可外保育施設保育料補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 通所証明書兼領収確認証明書（新型コロナウイルス感染症対策に係る利用自粛分）（様式第2号） ※施設の証明を受けたものをご提出ください。

■問い合わせ■

東海村福祉部子育て支援課 認定・給付担当 ☎029-282-1711(内線 1183, 1184)

